

令和2年 4月7日

保護者様

横浜市立小菅ヶ谷小学校

校長 古谷 操

災害発生時等の児童の安全確保(登下校)について

横浜市では、次の場合(風水害等・大規模地震・その他緊急時)の対応を、次のように決めました。ご家庭でも再度ご確認をお願いいたします。

風水害等

① 登校前

|  |   |                                  |
|--|---|----------------------------------|
| <p>午前6時の段階<br/>神奈川県全域または神奈川県東部<br/>「特別警報」(大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪)「暴風警報」「大雪警報」<br/>「暴風雪警報」「降灰予報」が発令・継続<br/>中の場合</p> | <p>全市一斉の<br/><b>臨時休業</b></p>  | <p>学校メール等配信は<br/><br/>ありません。</p> |
| <p>「警報」「注意報」発令時でも上記の警報発令がない場合<br/>例)「波浪警報」「強風注意報」など</p>  | <p><b>平常授業</b><br/>ただし、地域の状況で登校時、危険が予想される場合は、保護者の判断で遅刻・欠席も可。<u>その場合は学校に電話連絡をする。</u></p> |                                  |

ただし午前6時の段階で、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発表継続中の場合で、校長が危険と判断した場合は、臨時休業または、授業開始時刻の繰り下げ等の措置をとる場合があります。その場合は学校メール配信をします。

② 登校後

登校後に「警報」が発表または「避難勧告」が発令された場合は、地域の状況に応じて、校長判断により留め置きや下校方法等を決定します。

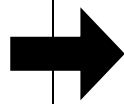
また、「警報」の発令はないが、荒天が予想される場合は、校長判断により下校方法等を変更する場合があります。

## 大規模地震

【市域のいずれかで震度5強以上の地震が観測されたとき、または「東海地震警戒宣言」発令時】

### 登校後

大規模地震発生 または  
警戒宣言発令時



学校メール配信の有無にかかわらず  
全児童学校留め置き 保護者引き渡し

- ※ 原則として引き取り人登録票に書かれている方に引き渡します。
- ※ 通学中または在宅中に警戒宣言が発せられた場合は休校となります。なお、登校が完了している場合は、学校で保護し、保護者に引き渡します。

## その他(事件・事故・不審者等緊急時)

状況に応じてメール配信でお知らせします。教職員による通学路の巡回や方面別に引率しての一斉下校、全児童学校留め置き 保護者引き渡しを行う場合があります。

緊急時は電話での通話やメール配信をはじめ、通信手段が使用できない場合もあります。学校ホームページなどもご確認ください。